

評価結果報告書（事後評価）

1. 施策名等

研究課題	高齢犯罪者に関する総合的研究
研究の実施者	法務総合研究所

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

平成16年版犯罪白書において、我が国の刑務所では高齢受刑者が増加しており、欧米諸国に比較しても高齢受刑者の構成比が高いことが分かった。このような状況から、今後、高齢受刑者に対する処遇の在り方等を検討していくことが重要になっている。

(2) 目的・目標

我が国の高齢受刑者の実態を明らかにするとともに、海外諸国における高齢受刑者の収容状況、処遇の実情等を調査し、我が国における高齢受刑者に対する適切な処遇方策等を検討する上での基礎的な資料を提供することを目的とする。

(3) 具体的内容

ア 研究期間

平成18年度から同19年度までの2か年

イ 研究予算額

平成18年度 1,499千円

平成19年度 2,289千円

ウ 研究内容

(ア) 各種統計による高齢受刑者の現状等に関する分析

- ① 矯正統計年報等により、我が国の受刑者中、高齢受刑者の新受刑者数、罪名、刑期、入所度数、暴力団関係の有無等について、年次を追って調査し、経年変化等について分析する。
- ② 米国、英国、ドイツ、フランス、北欧諸国、韓国等海外諸国における統計資料を入手し、人口に占める高齢化の状況、高齢受刑者の現状等について国際比較を行う。

(イ) 高齢受刑者に関する実態調査及び意識調査

- ① 調査票を作成し、一定数の高齢受刑者を対象に、刑事施設^{※1}の職員に依頼し、受刑に至った犯罪に関する事項、当該受刑者の資質、生育歴、犯罪歴、家族関係、帰住予定先、所内での生活の状況等について調査し、高齢受刑者の現状を分析する。
- ② 一定数の高齢受刑者を対象に、受刑者自身に調査票を記入させる等の方法により、所内の生活に対する意識、犯行及び罪の償いに関する意識、将来に関する意識（生活設計、不安な点等）など、高齢受刑者の意識を明らかにする。

(ウ) 海外諸国における高齢受刑者に対する処遇の実情調査

英国、ドイツ等我が国と一般社会の高齢化率が同程度の国のうち、2、3か国を対象に、高齢受刑者の増減の状況、高齢受刑者に対する処遇の実情について文献等により情報を収集するとともに、現地に出張して詳細な調査を行い、国際比較を行

う。

3. 事前評価の概要

(1) 必要性

最近の高齢受刑者の増加は、刑事施設における課題の一つであり、その処遇の在り方等を検討する必要性が認められ、その際の基礎資料として、当該研究を行う必要がある。

(2) 効率性

本研究は、刑務官としての実務経験がある研究官を中心として行う上、法務省の施設等機関である特性を生かし、刑事施設に全面的な協力を得て研究を行うため、手段の適正性・費用対効果の観点からも効率性は極めて高い。

(3) 有効性

本研究の結果は、法務省の関係職員に対する職務上の資料として取りまとめられ、今後の刑事施設における効果的な処遇を検討する上で、有効な資料となることが期待され、有効な研究であるといえることができる。

(4) 総合的評価

本研究を実施することは、上記のとおり、必要性、効率性、有効性の観点から有意義であると認められる。本研究の成果を関係機関・団体における取組の有用な参考資料として提供するなどの成果が期待される。

4. 事後評価の内容

各種統計資料を基に高齢犯罪者の量的・質的变化を分析し、さらに、出所直前の高齢受刑者及び刑事施設を仮釈放により出所した高齢保護観察対象者に対して意識調査等を行い、性別、年齢、前科前歴等の属性のほか、金銭困窮状況、健康状態、心配事等の幅広い領域に関して回答を求め、その結果を分析した。この研究結果は、平成19年3月に研究部報告37「高齢犯罪者の実態と意識に関する研究－高齢受刑者及び高齢保護観察対象者の分析－」として取りまとめて刊行しており、関係各機関に配布しているところである。

次いで、平成20年2月に、我が国と比較的年齢構成が近いドイツに法務総合研究所研究官が赴いて同国の司法関係機関等を訪問し、同国における高齢犯罪の実情、高齢犯罪者に対する施設内及び社会内での処遇制度とその効果、実際の運用状況、問題点等について詳細な情報を収集した。この調査により、今後の我が国における同種犯罪への新たな施策を検討する上で有益な資料が得られたものであり、その結果については、現在、研究部資料として発刊すべく取りまとめ作業を行っており、我が国における高齢犯罪者の処遇方策等と比較検討するための資料として活用される予定である。

このように、調査内容及び分析結果等から、事前評価でもその実施が有意義と認められたとおりの研究ができたものと考えられ、本研究資料は、高齢受刑者の処遇方策を検討する上で、有用な基礎資料になるといえる。

なお、高齢犯罪者については、今後の動向を注視し、必要に応じてその対策についての調査研究を行う必要があると思われる。

5. 備考

- 別添：研究部報告37「高齢犯罪者の実態と意識に関する研究－高齢受刑者及び高齢保護観察対象者の分析－」の概要

※1 刑事施設……懲役、禁錮又は拘留の刑（国際受刑者移送法第2条第2号に定める共助刑を含む。）の執行のため拘留される者、刑事訴訟法の規定により勾留される者及び死刑の言渡しを受

けて拘置される者を収容し、これらの者に対し必要な処遇を行う施設をいう。